

## 凡例

一本書は「萩藩閥閱錄第三卷」につづき、遠近附以下寺社組・無給通・膳夫・歩行・三十人通・御利徳雇・御手大工・細工人・足軽・中間・町人百姓・又家来に至る諸家三四冊分を収録し、更に「閥閱錄」の別篇ともいべき「防長寺社證文」（後述）を附録に添えて第四巻として公刊する。

二 山口県文書館に所蔵する藩府伝來の正本を底本としたが、それとの対校にあたつては「閥閱錄」編集に際して、各家および各宰判等から藩府に録上された「閥閱錄差出原本」をはじめ、毛利家文庫本「諸家証文」「萩藩譜錄」や旧毛利家三卿伝編纂所収集の「諸家古文書」などにより、本文の誤写脱字等についての異同を正す参考とした。

三 本文の校訂についても第一巻・第二巻・第三巻の例に従い、およそ次のような操作をおこなった。

1 原本の古体・異体・略体文字は、原則として正字に統一し、変体がなは常用の平がなに統一し、また、閲読の便宜をはかつて、原文には読点(、)を加え、人名事物等を並記した場合には並列点(・)を施した。ただし、原文で一般的に用いられている文字、たとえば反・丁・万・体・躰・条・与・余・塙・旧・忿・双・并・併・構・撿など、当時慣用のものはしいて統一せず、かなも、ひ・も・へ・こ・あ・後・メ(して)・ベ(しめ)の如きものはそのまま存置した。また、も(まいる)・る(より)・こ(々)・続字のく(々々)のような特殊なもの、その他、正字により難いものは、作字して原形を存置した。

2 原文の拾頭・平出・闕字などは、区々にわたつて不整であるから体裁を統一し、起請文については原形を存置した。

3 各家ごとの文書には一連番号を頭註して参照の便宜をはかつた。なお、各家末尾にある系譜付隨の伝書および系

譜には通番を付さなかった。

4 系譜については、各家ごとに精粗の差があるが、原則として底本収録のものを採用し、不備なものについては、「萩藩譜録」その他によつて補なつたものもある。その場合、全文を補なつたものには系譜の冒頭に（補註）と註記し、部分的に補なつたものについては該当部分を（ ）で括つた。また（イ）は、同じく「萩藩譜録」による補註であるが、正誤の判断のできないものを意味する。

5 付箋・貼紙・押紙・朱または墨の評記訂正などは、（ ）・「 」でくくり、（付箋）・（貼紙）・（押紙）・（朱）・（後筆）などとその旨を註記した。

6 文書の上書は、本文と区別するために「 」でくくり、（上書）と傍記することを省略した。

7 原本の欠損文字は、その字数によつて□□、「 」を挿入し、底本に「マゝ」、「虫クイ」となどと註記のあるものは、そのとおり記入した。また、朱もしくは墨で消去した文字には左傍にゝ印を付した。

8 本文の校訂に当たり、編者の註記した文字にはすべて（ ）を施して底本と区別し、断定を憚つたものには（カ）の文字を加えた。また、底本と原文書の異同については「 」で傍註し、底本と異本の異同については（イ）・（ナシ、イ）とし、明らかに誤記と思われるものには（マ）と傍記した。ただし、干支において己と巳、戌と戌の字の錯誤と思われるもの、その他、たとえば祇を祇とするものの如きは、誤りを正して註記を省略した。

四 「防長寺社證文」は「閥閱録」の編者永田瀬兵衛政純が、毛利家家中諸家所蔵の文書を調査するに当り、防長両国内の主要寺院三十四箇寺と神社二十三社についての縁起や古文書をも調査集録して全三十冊にまとめ、「寺社御證文目録」一冊を添えたものである。

その編集年次は、卷三十山口瑠璃光寺の奥書に「此外記録仕、可差上儀無御座候事、享保十年乙巳歳八月吉日」とあって、「閥閱録」と同時期の編集であつたことが知られる。

本書に収録された寺社には、萩藩領以外の長府・徳山両藩領内の主要寺社も含まれているので、「防長」の二字を冠して「防長寺社證文」と題した。

なお、本書の校訂に当っては、山口県文書館収集の個々の寺社文書の写真複製本をはじめ、「寺社證文」について元文年間以降に萩藩府に提出された「防長寺社由來書」なども参照して異同を註記した。

五 本巻の編集校訂の実務は、兼清正徳・田村哲夫・利岡俊昭・布引敏雄の四名が担当し、かつ山口県地方史学会会長三坂圭治氏が全篇にわたって厳密な監修をおこなった。

萩藩閥閱錄 第四卷 目次

口繪	一
凡例	二
目次	三
遠近附	四
一三 兼重勘左衛門	一
高村孫右衛門	二
渡邊左兵衛	三
守田善右衛門	四
松岡小右衛門	五
相嶋孫左衛門	六
武藤七郎兵衛	七
佐伯武兵衛	八
山縣彌三左衛門(市來・山縣)	九
栗屋助五郎	一〇
山中十郎左衛門	一一
三井七郎左衛門	一二
宇野勘右衛門(謙良・花熊・宇野)	一三

藤井彦右衛門	一
來原与三右衛門	二
木原彌左衛門(敷名・木原)	三
坪井左兵衛	四
神保喜左衛門	五
濱木源左衛門	六
町野市郎左衛門(町野・境・町野)	七
高四郎左衛門	八
友近与一左衛門	九
山田吉左衛門(肴地・山田)	一〇
石黒長十郎	一一
波多野与左衛門	一二
河内山新兵衛	一三
緒方仲介(緒方・藤林・緒方)	一四
市川三右衛門(吉川・市川)	一五
坂新五左衛門	一六
醫師(寺社組)	一七

一四二	半井古仙	一一一
竹田定安		
李家宗椿		
中村玄春		
岩佐圭庵(湯浅・岩佐)		
小倉玄柳		
李家宗億		
原田友庵		
佐々木清三		
重見自仙(重見・木原・重見)		
鳥田智庵		
繪師(寺社組)		
一四三	雲谷等鶴	一一二
三溪清兵衛(杉原・三溪)		
役者(寺社組)		
一四三	佐々木平兵衛	一一三
吉賀惣左衛門		
春日權七(熊谷・春日)		
一四四	嚴島兒玉肥前	一一四
高野山安養院		

一四五	檜崎与右衛門	一一五
後藤善兵衛		
飯田友之助(飯田・菅田・飯田)		
賀屋清右衛門		
藤井又右衛門		
岡与左衛門		
作間四郎右衛門(芥川・平佐・作間)		
久芳庄右衛門		
一四五	渡邊五郎左衛門	一一六
佐田源右衛門		
三増源右衛門		
内藤彦左衛門		
原田治兵衛(原田・柏村・原田)		
羽仁源右衛門		
能美勝之助		
佐々木甚右衛門(甲田・佐々木)		
井上神兵衛		
三戸龜松		

無給通

厚狭洞玄寺(多賀・洞玄寺)

八七

一四一 半井古仙

竹田定安

一四二 半井古仙

李家宗椿

一四三 高野山安養院

一四四 嚴島兒玉肥前

一四五 檜崎与右衛門

一四六 渡邊五郎左衛門

一四七 三戸龜松

一四八 井上神兵衛

一四九 佐々木甚右衛門

一五〇 羽仁源右衛門

一五一 能美勝之助

一五二 三増源右衛門

一五三 吉賀惣左衛門

一五四 春日權七(熊谷・春日)

一五五 佐々木平兵衛

一五六 原田治兵衛(原田・柏村・原田)

一五七 内藤彦左衛門

一五八 畠山源右衛門

一五九 佐々木甚右衛門(甲田・佐々木)

一六〇 井上神兵衛

一六一 三戸龜松

竹内平兵衛	一一四	吉崎作左衛門	一六三
三戸右衛門(水野・三戸)	一七〇	宮与左衛門	一九九
豊嶋半右衛門	一七一	井上与一右衛門	一九〇
飯田勝左衛門	一七二	杉山傳左衛門	一七一
一四七 岩佐忠兵衛(有馬・岩佐)	一七三	村上十兵衛	一七二
福井左傳次	一七四	多賀谷久兵衛	一七三
福井五郎兵衛	一七五	河野十左衛門	一七六
松村五右衛門	一七六	吉賀權兵衛	一七七
長沼新右衛門	一七七	後根七郎右衛門	一七八
高須市之助	一七八	尾崎新五左衛門	一七八
松原貞右衛門	一七九	膳夫	一七九
梶山武右衛門	一八〇	一五〇 長井彌左衛門	一八〇
井上九左衛門	一八一	一五〇 櫻井甚兵衛	一八一
楊井作兵衛(矢野・楊井)	一八二	一五〇 白杵平左衛門(篠原・白杵)	一八二
河野小兵衛(河野・境・河野)	一八三	一五〇 世良半兵衛	一八三
一四八 山形新左衛門	一八四	一五〇 貢半左衛門	一八四
和智三郎兵衛	一八五	供步行	一八五
伊藤源兵衛	一八六	一五一 渡邊清兵衛(遠藤・渡辺)	一八六
下瀬七兵衛	一八七	一五二 河村次郎左衛門	一八七
内藤六郎右衛門	一八八	一五三 安田市左衛門	一八八

大呑十郎兵衛	一五	松田茂右衛門	二六
杉善兵衛	一七	檜垣七郎左衛門	二九
地方歩行			
一五三 世木太郎兵衛(市來・世木)	一九	藤井勝右衛門	三〇
益成正右衛門	二〇一	引頭市右衛門	三〇
飯田茂左衛門	二〇三	林與右衛門(尾・林)	三一
重松八兵衛	二〇四	佐伯久松組	三一
三十人通		伊藤傳左衛門(森賜・伊藤)	三三
細工人			
一五五 惡喜右衛門	二〇七	飯田源之丞	三四
村上長左衛門	二〇八	石川六右衛門	三五
小池治右衛門	二〇九	吉山平左衛門(於曾・吉山)	三六
林二郎右衛門	二一〇	村橋新兵衛	三七
御利徳雇		足輕	
一五六 白倉与三	二二三	伊達市允	二七
朝倉仁左衛門(朝倉・上田・朝倉)	二二三	錦織彌四郎	二七
御手大工		伊達市允	二七
一五七 藤井治右衛門組		伊達市允	二七
小澤忠右衛門(堺原・小沢・引頭・小沢)	二二六	伊達市允	二七
引頭善兵衛	二二七	伊達市允	二七
藤井十兵衛	二二八	伊達幾之進	二七
		伊達幾之進	二七
		高橋忠右衛門	二七
		飯田七郎右衛門	二七
		飯田七郎右衛門	二七
		伊達幾之進	二七

神田平藏	林勘右衛門	二五三
三戸助四郎(三戸・河村・三戸)	伊藤新藏	二五五
中嶋三右衛門(石津・中嶋)	小川右衛門	二五六
波多野清左衛門(波多野・佐々部・波多野)	武藤吉左衛門	二五七
二宮治兵衛(木原・二宮)	立野太兵衛	二五八
藤井長右衛門組	羽倉市兵衛	二五九
植木平六	徳田惣左衛門	二五九
平佐惣兵衛	河内五右衛門	二五九
毛利市郎兵衛組	飯田与一左衛門組	二五九
石部善右衛門	木原平藏(福頼・村上・木原)	二五九
三増伊兵衛(打明・三増)	塩田又左衛門	二五九
大鋸原善兵衛	柳井助左衛門	二五九
羽仁右衛門組	玉木六兵衛	二五九
三戸茂左衛門	佐伯彌惣左衛門	二五九
能美彦左衛門	大庭源兵衛	二五九
渡邊与一左衛門(阿野・渡辺)	立野市左衛門	二五九
阿曾沼六左衛門組	佐々部甚兵衛	二五九
柿並次郎兵衛	植木三郎兵衛	二五九
三戸佐世孫左衛門組	赤川半兵衛組	二五九
中村助十郎	品川与平次	二五九

蓮池仁兵衛

二三

高木傳右衛門

二七

玉木杢之允

二三

舟越勘右衛門

二七

柳井三右衛門

二三

山中喜兵衛

二三

國司吉右衛門組

二三

河野源七(見玉・河野)

二三

平川与左衛門

二三

神保茂兵衛

二四

三戸與三左衛門

二四

北村新助

二四

三戸猪左衛門

二五

渡邊久左衛門

二五

高權右衛門

二五

有地又右衛門組

二六

布施利左衛門(森山・布施)

二六

兼重五郎兵衛組

二六

山縣源六

二六

國重又右衛門組

二六

助藤常右衛門(助遠・助暉)

二六

小人

中間

舟越勘右衛門

二七

廐小左衛門

二七

廐之者

二七

萩町人

二七

深野清兵衛

二七

近藤惣左衛門

二七

長谷川宗兵衛

二七

春若四郎左衛門

二七

大黒屋六兵衛(井関)

二七

渡邊與右衛門(杉・渡邊)

二七

横屋徳左衛門

二七

久芳清兵衛

二七

賀儀忠兵衛

二七

高橋仁兵衛

二七

近藤九郎左衛門(名井・近藤)

二七

大玉新右衛門

二七

日隈二郎右衛門

二七

佐伯清左衛門

二七

山形屋次郎右衛門(伊藤).....	六九
佐伯惣兵衛(甲田・佐伯).....	二〇
吉松十右衛門.....	二七
津田七右衛門.....	二〇
藤井小十郎.....	二〇
藤井太郎左衛門.....	二一
長谷川二郎左衛門.....	二二
井上三右衛門.....	二三
杉庄左衛門.....	二三
岩上七郎兵衛.....	二三
塙屋五郎右衛門.....	二三
河井源兵衛.....	二四
堀越孫右衛門(都野・堀越).....	二五
吉村平右衛門.....	二五
播磨屋又右衛門.....	二六
裳掛道說.....	二六
渡邊与右衛門(杉・渡辺).....	二七
齋藤八郎右衛門.....	二九
上田太左衛門.....	三〇
植木藤左衛門.....	三〇

二二 當鳴裁判

立神久左衛門(上領・立神).....	三〇一
友定徳左衛門(北条・友定).....	三〇一
田中神右衛門.....	三〇一
岡佐右衛門.....	三〇一
岩武壽仙.....	三〇一
岩武十左衛門.....	三〇七
阿武五郎左衛門(安・阿武).....	三〇八
後藤屋善兵衛.....	三〇八
長嶺庄兵衛.....	三〇九
岡市之助.....	三一〇
周鷹寺.....	三一〇
石津宇兵衛.....	三一〇
波多野吉兵衛.....	三四
善福寺.....	三四
觀音院.....	三四
中原大炊.....	三五
見性院.....	三六

柳井七左衛門(山県・柳井) ..... 三二七

椿九左衛門 ..... 三二八

倉田新五左衛門 ..... 三二九

伊藤七郎兵衛 ..... 三三〇

江山市郎左衛門 ..... 三三一

一三 まへ大津裁判

神西源次郎 ..... 三三二

小林忠右衛門(渡辺・村上・小林) ..... 三三三

深水八郎右衛門 ..... 三三六

上利清右衛門 ..... 三三七

阿武新吉(安・阿武) ..... 三三八

後藤仁右衛門 ..... 三三九

津田文右衛門(深河・藤井・津田) ..... 三四〇

吉村三右衛門 ..... 三四一

山田惣右衛門 ..... 三四二

池永藤右衛門 ..... 三四三

山本源兵衛 ..... 三四四

さき大津裁判

宗像平左衛門 ..... 三四五

飯田理右衛門 ..... 三五六

まへ美禰裁判

金子源四郎 ..... 三五七

波根平左衛門 ..... 三五八

大呑五郎左衛門 ..... 三五九

大呑五郎左衛門 ..... 三六〇

一三 吉田裁判

石川吉郎右衛門 ..... 三六一

竹山助右衛門 ..... 三六二

吉本八左衛門 ..... 三六三

角清五郎 ..... 三六四

村上源右衛門(伊賀崎・村上) ..... 三六五

長岡五兵衛 ..... 三六六

石坂四郎兵衛 ..... 三六七

山田平左衛門 ..... 三六八

厚狭裁判

吉田平右衛門 ..... 三六九

日高一郎左衛門 ..... 三七〇

富田与兵衛 ..... 三七一

武廣左兵衛 ..... 三七二

飯田八十郎 ..... 三七三

波多野源七 ..... 三七四

洲貝十郎左衛門	三七四
繩田理右衛門	三七五
長井左兵衛	三七五
一六四 三田尻裁判	三七六
深野忠兵衛	三七六
兄部與右衛門	三七七
疋田惣左衛門	三七八
山中伊右衛門(伊藤・山中)	三七九
山口裁判	三七九
木村五郎左衛門	三八〇
山本彦四郎	三八〇
横屋六右衛門(難波・横屋)	三八一
堀道悅(城戸・堀)	三八二
重松半右衛門	三八二
西岡五左衛門	三八三
藤井清右衛門	三八四
中村作右衛門	三八五
松村久郎兵衛(内海・松村)	三八六
矢田部權兵衛	三八七
小泉屋七郎左衛門	三八八
市川又左衛門	三八九
一七五 山代裁判	三九〇
神田六左衛門	三九〇
角甚左衛門	三九一
角四郎右衛門	三九二
三分一惣三郎	三九三
三分一左兵衛	三九四
三分一六右衛門	三九五
北野孫兵衛(三分一・北野)	三九六
奥野与右衛門(三分一・奥野)	三九七
成君寺	三九八
中光寺志心	三九九
藏滿寺	四〇〇
角惣兵衛	四〇一
河村平兵衛	四〇二
手嶋彦三郎	四〇三
林五郎右衛門	四〇四
小野助右衛門	四〇五

味酒平兵衛	三九六
吉原太郎兵衛	三九六
名井六右衛門	三九六
野原忠右衛門	三九九
道源彌三郎	四〇〇
中村久兵衛	四〇〇
隅四郎右衛門(角・隅)	四〇一
秋里道玲(山名・秋里)	四〇一
經富八兵衛	四〇二
間田八郎右衛門	四〇三
小田久兵衛	四〇四
吉村与左衛門	四〇五
宇野傳十郎	四〇五
河添彥八	四〇六
德地裁判	四〇六
能美又右衛門	四〇六
宇多田新左衛門	四〇七
白木宇右衛門	四〇七
小郡裁判	四〇七
大野孫左衛門	四一五
野村長右衛門	四一六
渡邊儀右衛門	四一七
杉山彌右衛門(城・杉山)	四一八
武波平左衛門	四一八
上田武兵衛(朝倉・上田)	四一九
平田助左衛門	四二〇
伊藤平兵衛	四二〇
秋里道玲(山名・秋里)	四二一
經富八兵衛	四二二
間田八郎右衛門	四二三
宇多川正兵衛	四二三
山本孫左衛門(永安・山本)	四二三
一七 都濃郡裁判	四二四
八木源左衛門	四二四
渡邊彌右衛門	四二四
井上重右衛門	四二五
林新助	四二五
林茂右衛門	四二六
浦新兵衛(乃美・浦)	四二六
野原甚右衛門	四二七
岩政小兵衛(吉末・岩政)	四二八

## 熊毛郡裁判

守田傳兵衛	四二
波多野周益	四三
小田源之允	四四
大嶋郡裁判	四五
青木玄節	四五
中村与右衛門	四六
青木平藏	四七
繙方清兵衛	四八
石崎勘左衛門	四九
伊藤喜左衛門	五〇
賀屋清兵衛	五一
原七郎兵衛	五二
淺海清六	五三
益田織部家來	五六
益田五郎兵衛	五七
堅田安房家來	五八
中村藤左衛門	五九
福永藤兵衛	六〇
永末与治	六一

## 池永八左衛門

池邊市之祐	四五
劍持右衛門七	四五
三好平之允	四五
河内五郎兵衛	四五
田坂助右衛門	四五
三戸小源治	四五
福永次郎左衛門	四五
浦圖書家來	四五
山本宇兵衛	四五
嶋末与三	四五
國司隼人家來	四五
柏村長右衛門	四五
樋爪半左衛門	四五
西七郎兵衛	四五
若槻玄意(若槻・中丸・若槻)	四五
植木十兵衛	四五
兒玉三郎右衛門家來	四五
栗栖文右衛門	四五
梨羽賴母家來	四五

山本又兵衛 ..... 四七一

糸賀勘左衛門 ..... 四七五

村上圖書家來 ..... 四七八

嶋藤三郎 ..... 四七八

佐世大學家來 ..... 四七九

三戸八郎治 ..... 四七九

兒玉外記家來 ..... 四八一

木村彦左衛門 ..... 四八一

内藤与三左衛門家來 ..... 四八四

錦見与五郎 ..... 四八四

山田吉兵衛家來 ..... 四八五

高山長左衛門 ..... 四八五

草薙太郎左衛門家來 ..... 四八六

福岡九兵衛 ..... 四八六

山口權之允 ..... 四八七

山本丹禰 ..... 四八七

小林菟毛右衛門 ..... 四八七

周東勘右衛門 ..... 四八八

小牧重右衛門 ..... 四八八

福田伊柄 ..... 四八八

二七〇 内藤小源太家來

勝間田八郎左衛門 ..... 四八九

安座上藤右衛門 ..... 四九〇

永富彌三右衛門(富永・永富・吉富・永富) ..... 四九一

糟谷權六家來 ..... 四九二

門司太郎右衛門 ..... 四九三

藏田忠左衛門家來 ..... 四九四

財滿瀨兵衛 ..... 四九四

村上太左衛門家來 ..... 四九五

飯田彌兵衛 ..... 四九五

満願寺家來 ..... 五〇一

荒川五左衛門 ..... 五〇一

附錄 防長寺社證文

## 閥 閱 錄

百卅八

(原寸縦二八・七幅、横二一・七幅)

- (遠近附) 兼重勘左衛門  
 (同) 高村孫右衛門  
 (同) 渡邊左兵衛  
 (同) 守田善右衛門  
 (同) 松岡小右衛門  
 (同) 相嶋孫左衛門  
 (同) 武藤七郎兵衛  
 (同) 佐伯武兵衛  
 (同) 山縣彌三左衛門

(兼重勘左衛門)

定あもや下着候哉、今度辛勞無申計候く

一千盡美盡申候へ共、猶以染筆候、其子細毛高橋・杉豊

(氏貞)(鑑種)(大友義鎮)

宗像其外へ之密儀之申事ことへ成候へて、たゞく

(出雲)(連緒)

豊後、彼衆中よりきかせ候て、和平さまたけ候へんと

の覺悟計こて、毛利内心此分こて候と計之儀こてへ以

外不可然、大事惡事に成候てへと存候く、多分も此

分こてあるへく候哉と存候く、白鹿可被仕崩之間、

五十日六十日涯分こらへ候する間、早々御上國候へと

の事も候へん、たゞ此申事を何としても豊へきかせ候

(天友氏)(出雲)

て、和談さゝらせ破せ候へんとの事計にて候へんや

(天友氏)

と思候条、此段大事と申事にて候く、定隆元和平す

こ候へぬ内こ可上事へ、味方中可爲無興事にて候間、

高橋・杉豊・宗像以下萬事内衆くに談合候へてへ成

間敷返事にて候、三家之内衆存候も、此事豊州へ相も

れ候へて叶間敷候条、如何候へんやと存候く

一如此存候条、於某元も隆元・貞俊・立雪能ミ々談合

(福原)(然雲恵心)

候て、其上こて關衆へ又可有密談候く

一か様之申事も、豊こ定る當座(急)此方一味中をも果置、又追出無力させ、又城ミ(急)をも悉門司邊迄も則時々に請取候(急)んなど可申候、當座こ此方難仕事共までとかく遲(急)候(急)ん時も、此口長引一大事にも可成候程に急候(急)て(急)との短束に申たる事にて候(急)、然共此状に如申候、五十日六十日堅固にこらへ候(急)ん事共をも覺悟候(急)て、結句豊後へもらし候て、和平のさゝりに成候(急)、此事惡事に成候(急)、よき事こゝならぬ様にて(急)と存計候

一さりながら彼衆中、左様之事豊衆へ申候共、彼衆中なとの申事(急)、和平さゝへらせ候(急)んためこ和諭(急)てこそ候へ、眞實之儀(急)あるましきと豊衆も可存候、第一又聖門(道臣)自是可被仰分候条、さ様之心遣(急)あまり之申事こてこそ候へ、入ましく候哉、いかゞ、第一狀共候(急)ぬ事、口計之申事(急)てつしよにも成ましく候やく、相構(急)く状共此儀付る、關衆なとかりそめも候て(急)不可然候、是(急)不能申、状なと(急)あるましく候へ共申候、状などの事能(急)可被心得候(急)

一和平調候する事、富田より今日を明日へ被差延候て給候(急)への追(急)申下由候、推量もさ候(急)んと存候条、治

定底意も和談候すると存候共、今日を明日へ、今月を來月、豊には可申延と存候、さ候へ爰許の大事迄候間、何と候て後一日もいそき候て相調、隆元上國候へね(急)無曲までこて候(急)、然間和平成共指急、もし又和平に不成候も、下口一味中へ之内談も候(急)ん哉との申事こて候(急)

一和平付(急)、此方一味中を一年二年勿論五年三年後無相違被置候て後も、何と候(急)んも大友心まゝこてこそ候へとの、今度此方之申分(急)あちこて候(急)、然共能(急)令思案候、それほとまても不入申事こて候哉と存候、其故者下口無事調候(急)、隆元爰元被打上候との物候も白鹿之一途(急)たゞ甘日前後之一途たるへく候、白鹿一途候も、此方之儀(急)たと手強可成候条、其後者豊後へも又聖門(急)も何と成共申さまも可安候(急)、如此存候条、たゞ一年二年之間などまで、豊に同心有間敷候之間、不入儀かと存候、然間たゞ十月霜月を限候て迄、和平を調候ても能候(急)んや、八月九月にはおそらく共可仕成候之条右如申候、十月以前白鹿之事仕成候へ、下口之儀もいよく手つよく侘言をも可申候之条一味中も牢人衆も手不失様こ可仕成候と存候(急)、

然間如此之申事にて候く  
一此等之趣、事くとき様隆元も立雪・貞俊可被存候へ共  
其方まで猶々申事にて候、此内不入所をはのけられ、  
又入候へん時取上候て、談合あるへき事肝要候く、  
何も披露あるへく候、猶吉事可申承候、かしく

(永禄六)

「兼重元宣」

元就

「兼  
彌」

隆元

おく津への事、一大事之儀候間、夜を日こついて急た  
く候く、然間近比辛勞千万之儀ご候へ共、其方急々  
被罷上候て、我々か心底之通、此面仕合之遠近之段共  
いくよりもくつふくもたくと被申分候て被見候  
へゝ、千万祝着たるへく候く、其方事も此時之使へ  
我々のためもかりてあるましく候、其方上<sup>(元就)</sup>への御奉  
公とも可被存候間、其方心中も推量候く

一もるくと其方一人遣候事もいかゞ存候へ共、爰許  
にも何とも人なく候て、不及了簡候間如此候、但今一  
人も可申付候哉、返<sup>(涙)</sup>こゝとの儀も、我々一身だけ  
き心中之やるかたもなく氣遣迄候く、又二人と同意  
こ存候て、短息候てくれ候者候へや、不及是非候く  
辻計をやうく分別候と申候るも、其短息を仕候てく  
れ候へぬへ、中々更役不立事迄候く

此書狀少もく不可有他見候、申迄もなく候へ共く、同  
モ返し給候へかしこて候、又猶々彼面於氣遣こそ、<sup>(元就)</sup>上ニモ  
等閑二人の異見申候へん事ハ御同心あるましく候間、其段  
をこそ隆景・元春・隆家・信直など被仰調所にてハ有へく  
候と存候く

幾度申候るもおく津之趣も、偏當家之時節只今ニ極候  
迄候と存候、何と存計候ても無恙可被取退事成かたく  
候、不及是非次第迄候く、一度ハ覺悟之前にて候  
へ共、於彼國ニ可崩事無念之至候、我々事如存知、兄  
弟之中にもかい分抽候て孝子之覺悟を存置我々にて候  
か、此時一所ニおいて同前之覺悟氣遣不仕候事、何た  
る因くわくて候やと、口惜心中之程不得申候く、元

春・隆景事ハ同前之氣遣申候事、冥加果報之至候と存候く、浦山敷存候事可申様も候へす候、被察候て可給候く

一右之分おく意の申事ニ候、何もかい分不成迄も短息仕候て見度存計候く、然間是非共ニ何とやうにも調儀候て、至三刀屋上郷陣替(出雲)なと仕度迄候く、此段を隆景・元春・信直・刑太(羽通良)いくよもくそつ談候て、もたと上へ申調候様ニ可有短息迄候く、ためらいも用捨もみれんと人の思候てハなとゝの儀、此段ニ成り候てハゆめく入候へす候く、もたと申こくり候て申調候やうにと、千万く可被申分候く

一下口調之儀をハ涯分可急候、其段ハ中く不及申候、吉事重疊、かしく

(永禄六)  
「もと宣へ

たか元」

〔元宣〕

〔隆元〕  
基

前日具書狀給候、返事遲候、非油斷候、餘依事繁如此候

一陣立之儀ニ付る、被申通千万推量候、其方内儀之事ハ

〔元宣〕

〔隆元〕  
元」

中くしりぬきたる儀ニ候、さやうの段をこそ我々も心一つにハ存候、分際の用之趣可被申候、可調程の儀モ涯分可成其心得候ノ、彼刀事ニ付る承候、心得申候、然モ四貫之辻合力すへく候、於同心モ趣又可申候一惣別對其方ニの儀後、我々心中ニハ万々存旨も候ヘ共申候ても不調儀モせうしこ候間、心の内にてくたし、口外ヘハ不及儀モ候、自然ハ又依事ニ、其方ヘ語候儀後あるへく候

一是非共ニ我々心中ニ存候分をモ、當年來春中ニハしかと合點候、やかて可調候と存置迄候、今之用ニハ不立儀ニ候ヘ共如此候く、惣別之儀國をも敷、猶々分限にも成候、人にも恐られ候、去年先(天内義隆)やかたこうしなわれ可申所をモ、まつ昨日を今日へ仕延候、此段ニ見事にて候ヘ共、兎角極候テ、モヤ當家之大事ハ、只今よりえしまり候迄ニテ候、連々分を申候てきかせ可申候

返々惣別内ニ其方への申事、當座其方耳にも心にも當事も

候すれ共、我ミ偏身シ仕候て奔走シテ存候シタ付ス、彌其方の仕合をよく仕成スルて、身ミをなさスそム候スてつかい申ス、頼入度候スの申事まで候ス、次ニ又其方へ内ミ心シさしスをもかい分成候ス、彌かハわりの儀ミツメをも可申付存事候スて思候事共モ候中ノ不及申候ス

此間中度ス申ス、又承候儀ミツメ、其方も納得候スて、以後之事そかい分よくせらるスへき由候間肝心迄候ス、今日迄ハとかく候スて、元就上の陣所アリへ行候スにも供なく候ス、さ候ほとに上の御用と候時ハも呼スこあけ候スへく候ス、勿論是にてしかと目の前ハ被居候スへと申儀スも、とかく今迄むらに候ス、此儀是非共ハ我ミ申分スにせられ候スて可給候ス

一度こと供候スへ、しかと被居候スへと申候スへ、其方もく

りことの様におもわれ候ス、ならもとても只今辻ハタケを申定て置候条ス、切シこの申事をハやめ候スへく候ス、さも候ハ自然あまり何とも善惡シラフを不申候スと被思候事ハも可有候ス、其時ハ只今申て置候辻ハタケを可被思出候ス、我ミか心中ハさそ多候ハんすれ共ス、一度こ申定候スと存て不申物ハ可被心得候ス、其上ハにて其方より承候する時ハ可申かハと存候ス、何も可被申様スたるへく候ス

一其方事何事も上ハと我ミ間用段ハタチ、以其方内ミ申談儀候間

さてス身ミ仕候上ハ、一入ミふかく頼入スたる儀候ス、是又被引合ス心持入事ハタチ候ス、心中ハ百千万ハチブシヨウこ候スへ共ス、事多申候スへ一つ事と承候間ハタチ、辻ハタケを一通スこ申まで候ス恐ミかしく

隆元公より弥三郎元宣江之御書  
6 別申ス、昨日申候万語ミツメの内ス、其方事を誠スルふたりとなく身に存入候スと申候所ハ、いかハ納得シ給候哉ス、惣辻ハ二人

と申候ス、其内スを又ぬきいて候スて其方一人ハつハめ候スの存知事ハ、さてふたりと別ハこ我ミか思候スて身不仕候ス、其方一人ハと我ミ身ミと二人ハにて候スと申所ハ不淺事候ス、能ハミ被取置候スて可給候ス

隆元公より弥三郎元宣江之御書  
7 其方ハ我ミ存候心ハ、誠本文ミツメニ候様ス、親の子ハ存候

様スもたと思候ス、左候間其方ハも子ハの親ハを思候様スに被存候スて可給迄候ス

一我ミ何ハと申候スても、事ハよりていさハかの心ハちかへ候スへハふかく儀ミツメニ違候スすると相構不可被思候ス、なにと候ス共我ミ一期ハちかい候スましく候ス、時ミ之油斷所ハ、これからちかいにて候スともたハ可申候ス、隨其候ス心持ハ被仕候スて可有奉公候ス、とかく申候スて其方ハならて

ハ我ニヘ無ニ無ニ身ニ成、一具ニ可果置人なく候と  
内心彌取置候く、此申事少後其方無信用候ハ、牛  
王ひるかへし候て申聞申候て可置候と存候、さてく  
これ程ニ存候我ニにて候間、時より候て共、我ニ申合  
筋目可違歟なとハ努ミ被思ましく候く、油斷之所  
の申事ハ、さてく女男親子兄弟の間有事候、不及申  
候、よくく分別候て可給候、賴入候、かしく

隆元公より弥三郎元宣江之御書

返ニ我ニか身の大事かんゑうの時、一具ニ伽候する人ハ  
其方迄と澄置、見こみ候て有迄候、左候間逆之儀候条、  
何事も小さいくの事までもと存可有迄候、分別候て可  
給候、かしく

座候間、破却之儀廿三日迄申延候  
一如此儀定候之處、從高橋モ真久被罷越候、宗像よりハ  
良喜罷越候、從連緒モ世良・木部被差出候、其身之儀  
モ安岡迄被罷越、種ニ存分候、何之衆後香春破却於被  
仰付モ、以其覺從豊後目種ニ様ニ操可有之候条、難相  
抱之由被申事候、中にも高橋事モ、於香春破却モ同日  
より通路可相留候之条、もたと迷惑相究候間、可取退  
様ニ以真久被申越候、高橋於一着モ、宗像事後陸路に  
ハ難相抱之由候、麻生儀モ不及沙汰候、左候時モ御和  
談と候る後此堺如此猥敷候モ、豊後ニ後大友殿老中衆  
モ不被罷出候共、爲始秋月長野已下隣郷之衆、門司要  
害下まで可相動事モ眼前候、左候時者聖門様御下知後  
豊後衆致承引間敷候条、一大事之御事と存之、此等之  
趣聖門様ニ申上候つる

「桂左衛門大夫殿  
(赤川)元保」

態注進申候

一就香春岳之儀、再往再返相届申候つる、然處舊冬以財  
新申伺候處、最前之辻無御相違、聖門様被任御下知  
可被破却之由御返事候、各以得其意候、然モ今月十六  
日ニ渡可申之由雖被仰出候、爲始杉豊、連緒歷ニ之荷物御

一聖門様其表ニ後、又爰許にて各ニ被仰聞候後、如何躰  
之儀雖有之、豊後にハ表裏不可有之通、嚴重ニ被仰出  
候つる、於只今モ此堺之様躰被聞召合候モ、最前之御  
意之辻にハ致相違、豊後之儀をも聊爾有間敷とハ、も  
たと不被思食候哉、とやかくやと御あやふこの趣候  
一各申上事ニモ、去年以來天下之御意、并聖門様御下知

之趣、藝州ニ同心被申候事も爲一無相違候、然モ至豐後使者使僧被遣之候、以其上香春之事も破却可仕由被申候、麻生・宗像・千手以下<sup>(隆准)</sup>後豐後に引付被申候、剩香春破却可仕之通被申越候、如此候處從豐後モ至今日飛脚之一人も無到來候、餘片付させられたる御操ニ候条、香春をハ聖門様御請取候て、破却之儀も從豐後使者使僧以到來之上、被破却候へかしと各申上候處、少々御機嫌浅あしけに候へ共、此方申上事も無餘儀被思召候歟、今一往豊後に御とちめあるへきとて、即御使を被遣候、又香春ヘハ河窪掃部助、昨日廿二日被差遣候、さ候ヘハ此方御番衆爲始杉次郎<sup>(元相)</sup>左衛門尉、今少堅固ニ御番可被相懃之由申遣候、高橋使眞久をも香春事今少申述候条、其口彌堅固ニ御覺悟可爲肝。之由申渡之返遣候、良喜ヘハ此等之趣談合仕、豊後に早ニ一禮可被申通、申渡下申候、麻生所ニ後一禮事差急申候  
(治部少輔)一矢嶋申事ニハ、何と思案候て後香春被破却る之以後も從此方被仰遣候事をも豊後承引不仕、高橋事を後仕詰申之、此堺之事も大友殿老中不被知様可有調略候間、  
さ候時モ聖門様御下知後承引申間敷候条、一大事可爲此節之由、只今ニ成候て我等ニ内儀申候、如此にハ被

申候へ共、聖門様・矢嶋御間惡敷見へ申候、矢嶋申候後使者使僧被遣之候、以其上香春之事も破却可仕由被申候、(隆准)

申候へ共、聖門様・矢嶋御間惡敷見へ申候、矢嶋申候事を後無御承引候

一右申候様、聖門様後豐後之趣をハ一圓無御存知趣候、乍去大友殿聊爾モ有間敷候由御意候、惣中大友殿之下知を後不聞候間、可有如何候哉との御さくりニ候、只今モ何事後被仰出候まゝニ從其表モ御同心候て、此口之儀をニ聖門様被預ケ進之由御申候条、御被行當たる趣候、豊後ニ聊爾有間敷候とハ不被思召様ニ聞へ候、万御言相違分候

一如此候時モ、此口之儀も爲一相堅たる事後無之候、此等之趣被引合候て、其口御行後可有御座と存、先遂注進候(朝山)

一以日乘上人被仰上候御ケ条、御返事早ニ被聞召度由候る、兼<sup>(兼重元宣)</sup>彌可罷上之通御意候条、差上可申覺悟候、委細猶以兼彌可申候、先ニ香春之様躰被聞召度候するト存之、以飛脚申入候、何後追ニ趣可申上候、恐ニ謹言

(永禄六)  
正月廿三日

立雪齋

惠心判

市川式部少輔  
經好判

兼重彌三郎  
元宣判

兼重藤右衛門常可先祖兼重下總守元可(五男)  
兼重三右衛門政宣始(喜宿 齋宮 庄之助)庄大夫

財滿新右衛門尉  
忠久判

寶永三年九月廿六日死、七十八歳

赤川左京亮  
元保判

兼重平八政英(千次郎)

坂新五左衛門尉  
元祐判

兼重勘左衛門政恒(千次郎 金十郎 勘九郎)

乃美兵部丞  
宗勝判

吉見大藏少輔  
元保判

志道大藏少輔  
正賴判

(高村孫右衛門)

桂左衛門大夫殿  
(元忠)

桂左衛門大夫殿  
(元忠)

### 1 任 権之介

寛永貳拾年十一月廿日御判

高村旅之介<sup>(重氏)</sup>とのへ

(補註)

「兼重五郎兵衛元鎮 彌三郎 淨閑

天文十年十月十五日死

兼重下總守元宣 彌三郎 左衛門尉

天正八年二月九日死、七十二歳

兼重和泉守元續 千鶴丸 彌三郎 左衛門尉 五郎兵衛尉

元和六年六月十六日死、六十一歳

元續次男  
兼重下總守元可 彌三郎 彌兵衛 新左衛門 三右衛門

延寶二年十月十二日死、七十九歳

(渡邊左兵衛)